

# 監 査 報 告 書

学校法人 扇町同胞学園  
理事長 奥山 研 司 殿

令和 4 年 5 月 23 日、私立学校法第 37 条（第 3 項）及び寄附行為第 16 条の規定に基づいて、令和 3 年度決算にかかる事業報告、決算報告及び関係諸帳票、証拠書類並びに理事の業務執行の状況について監査したところ、その事業の執行及び財務諸表の内容は、適正であることを認めます。

令和 4 年 5 月 23 日

監 事 奥山 和 治 

監 事 辻村 容 子 